

箕面市役所止々呂美支所

機械警備業務委託仕様書

箕面市役所止々呂美支所機械警備業務委託仕様書

1. 業務対象施設

名 称	所 在 地
箕面市役所 止々呂美支所 (鉄筋コンクリート造2階建)	箕面市下止々呂美953番地
延床面積 1階 110.10㎡	
2階 140.61㎡	
計 250.71㎡	

2. 業務期間

契約期間と同じ

3. 警備方法

- (1) 機械警備(防犯ベル・火災報知器)、夜間巡回警備
- (2) 警備実施計画書を委託者(以下甲という)、受託者(以下乙という)協議の上決定し、乙において作成する。

4. 警備任務

- (1) 火災、盗難及び不法行為の拡大防止、緊急出動等
- (2) 事故発生時における関係先への通報連絡及び、臨機措置
- (3) 警備実施事項の報告
- (4) その他警備に付随する事項について甲乙協議した事項

5. 警備運営上の権限

甲は、警備業務遂行のため必要な警備上の権限を乙に付与するものとする。

6. 警備担当時間

自動(防犯、火災)警報装置による警備業務を行う時間は、原則として次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、当事者間において事前に調整するものとする。

施 設	区 分	
	月曜日から金曜日	市の休日
箕面市役所止々呂美支所	午後5時15分から翌日午前8時45分	終 日

(「市の休日」とは、箕面市の休日を定める条例に規定する休日という。)

7. 警備機械と運営組織

## I. 警備装置

- (1) 乙は、警備対象物件で発生した異常事態を乙の警備本部へ自動的に通報する機能を有する警備装置を設置する。
- (2) 甲及び乙は、警備装置が常時正確な機能を保持するよう管理しなければならない。また、異常を発見したときは速やかに連絡するものとする。
- (3) 乙は、警備期間中に警報装置作動不能となった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。

## II. 警備本部（集中監視センター）警備責任期間中、警備受信装置を間断なく監視するとともに常に巡回警備員と連絡を保ち、警備の万全を図る。

## III. 巡回警備員

- (1) 巡回警備員は常に警備本部と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備えること。
- (2) 警備担当員が、勤務中突発の傷害あるいは疾病により勤務を完全に履行しえないときは、乙は遅滞なく、その代替要員を派遣するものとする。

## 8. 警備事項

## I. 自動警備装置による警備開始

- (1) 甲の最終退出者は、防火防犯その他の事故防止上必要な措置をなし、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。
- (2) 次に最終退出者は特に定めた退出口を施錠したキーボックス及び回路を確認し、警備を開始する。
- (3) 乙の集中監視センターにおける取扱  
甲の最終退出者のキーボックス操作により、自動的に表示される警戒信号を確認し、警備を開始する。

## II. 前項装置による警備終了時における取扱

甲の最初の入館者のキーボックス操作により、自動的に表示される解除の信号を確認し、警備を終了する。

## III. 警備実施時間中における甲の入室

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみ下記の要領にて行う。

- (1) この届出の緊急連絡者は、乙に対して警備中断の申し入れをなし、キーボックス操作した後、甲の責任において処理するものとする。
- (2) 前号に引き続き乙の警備本部へ電話により甲の氏名、所属、用件を告げ、乙の確認を受けるものとする。
- (3) 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

## 9. 異常発生時における乙の措置

- (1) 警報装置により、甲の施設に異常事態が発生したことに感知したときは、乙の緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに被害の拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象物に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、本部管制室へその状況を連絡し、必要に応じて関係先に連絡する。

10. 報告書の提出

(1) 報告書の提出

乙は警備日誌を作成し、甲に提出するものとする。

(2) 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故が発生したときは、前項とは別に事故報告書を甲に速やかに提出するものとする。

11. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵を、甲・乙相互に預託し、それぞれが厳重な取扱と保管をなすものとする。

12. 警報装置の保守点検

甲の警備対象に設置された警報装置の機能については、これが正常に作動するよう、乙は定期的に保守点検を行うものとする。

13. 甲の緊急連絡先名簿の提出

(1) 甲は乙に対してあらかじめ緊急連絡者名簿（最低3名）を提出する。

(2) 緊急連絡者名簿に変更ある時は遅滞なくその都度文書をもって通知する。

14. その他

この仕様書に定めない警備上必要な事項は、その都度甲乙協議の上、取り決めるものとする。

箕面市役所止々呂美支所

消防用設備等点検業務委託仕様書

## 箕面市役所止々呂美支所消防用設備等点検業務仕様書

### 1. 対象施設及び施設概要

清掃業務委託仕様書と同じ。

### 2. 設備の名称・規格等

#### (1) 自動火災報知設備

製造：ホーチキ（株） ハイアラーム TA-0082

型式：P型2級 1回線

設置：1階事務所

#### (2) 感知器 7台

#### (3) 消火器

種別：ABC10

メーカー：モリタ

設置： 9機 (内訳) 1階 事務所部分 3機  
 郵便局部分 3機  
 2階 給湯室 1機  
 ホール 2機

### 3. 業務の内容

(1) 設備の機能確認のため、消防設備等の点検の資格を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の4第1項及び第3項に定める点検を実施すること。

(2) 設備が万一火災その他により作動した場合または、事故を発見した場合は遅滞なく乙に通知し、乙は速やかに適切な処置をとること。

### 4. 業務回数

総合点検 … 年1回(10月)

機器点検 … 年2回(10月、3月)

いずれも開庁日に行うものとし、日時については事前に協議すること。

### 5. その他

点検に要する材料費は受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用は甲の負担とし、その都度別途精算する。

(1) 点検の結果、設備の機能維持のため不備と認められる事項につき、施設管理者の承認を得て修理、交換、補充等必要な処置を行った場合

(2) 施設管理者の都合により行う工事、または、模様替えのための設備あるいは改修を必要とする場合

(3) 上記3.(2)による処置を行った場合

(4) 設備や法令に定める基準に適合せず、または、適合しないこととなった時これを基準に適合させるため、あるいは増設等の処置を行った場合

(5) 必要上、精密検査または、薬剤等の放出など特別の検査を行った場合

箕面市役所止々呂美支所  
常時監視業務委託仕様書

## 箕面市役所止々呂美支所 常時監視業務 仕様書

受託者（以下、「乙」という。）の設置する箕面市役所止々呂美支所（以下、「甲」という。）における低圧電路の絶縁状態を常時監視する業務を以下の細目のとおり実施するものとする。

所在地：箕面市下止々呂美 953 番地

設備容量： 80kVA、 6600V（発電所出力-kW）

### 常時監視業務の細目

- 1 乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとします。
- 2 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとします。
- 3 乙は監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」といいます。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとします。
- 4 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとします。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとします。
- 5 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとします。

箕面市役所止々呂美支所  
保安管理業務委託仕様書

## 箕面市役所止々呂美支所 自家用電気工作物の保安管理業務

電気事業法第43条第1項に定める箕面市（以下、「甲」という。）の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、甲の保安規定に基づいて以下の細目とおりに受託者（以下、「乙」という。）が実施するものとする。

所在地：箕面市下止々呂美953番地

設備容量： 80kVA、 6600V（発電所出力-kW）

### 保安管理業務の細目

1. 保安管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとします。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
  - (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）
  - (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じたの臨時点検
2. 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表（巡視、点検及び測定・試験）のとおりとします。
3. 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。
    - (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順に実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。
    - (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及

び加熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む。）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。

(3) △印のものは、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合があります。

4. 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要の都度行います。

- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
- (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
- (3) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

## 【別表】

## 巡視、点検及び測定・試験の基準（隔月点検）

設 備	点 検 項 目	工 事 期 間 中の巡視、 点検 【週1回】	月次点検 【隔月 1回】	年次点検 【毎年1回】		
				年次点検 I	年次点検 II	
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
断 路 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
電 力 用 ヒ ュ ー ズ	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 電 設 備	遮断器、 負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器と開閉器と継電器の連動試験			△	○
変 圧 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
	内部点検			△	△	
	絶縁油の酸化度試験			△	△	
コ ン デ ン サ、 リ ア ク ト ル	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
計 器 用 変 成 器、 零 相 変 流 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
避 雷 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
母 線 等	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
そ の 他 の 高 圧 機 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△

設 備		点 検 項 目	工 事 期 間 中 の 巡 視、 点 検 【 週 1 回 】	月 次 点 検 【 隔 月 1 回 】	年 次 点 検 【 毎 年 1 回 】	
					年 次 点 検 I	年 次 点 検 II
接 地 工 事	接地線、 保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービ ル式受・変電設備の金 属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
遮断機	外観点検	○	○	○	○	
	絶縁抵抗測定			△	○	
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
構造物等	外観点検	○	○	○	○	
非 常 予 備 発 電 装 置	原動機、始動装置及び 付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機、開閉器、配電 盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸化度試験は、加熱・変色、汚損等の以上がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10kVによる絶縁抵抗測定は、6kVの高圧設備に対して適用する。

箕面市役所止々呂美支所  
清掃業務委託仕様書

## 箕面市役所止々呂美支所庁舎の清掃業務仕様書

### 1. 対象施設及び施設概要

所在地 箕面市下止々呂美953番地  
施設名 箕面市役所止々呂美支所庁舎  
(鉄筋コンクリート2階建て建物・駐車場及び敷地)

### 2. 清掃業務

#### (1) 業務の内容

業務の内容は令和4年度下期(令和4年10月1日～令和5年3月31日)については別紙1-①「清掃作業基準表(下期)」、令和5年度から令和8年度については別紙1-②「清掃作業基準表(通年)」、令和9年度上半期(令和9年4月1日～9月30日)については別紙1-③「清掃作業基準表(上期)」のとおりとする。

ただし、「清掃作業基準表」に明示されていない事項でも、箕面市(以下、「甲」という。)が必要と認める業務については甲の指示に従うこと。

#### (2) 業務時間

業務時間は開庁日の午前8時から正午までとする。ただし、床ワックス塗布等特別清掃については閉庁日に行うものとする。この場合、実施日について事前に甲と協議を行うこと。また、開庁日において、業務を行う者がやむを得ず欠勤する場合は、あらかじめ甲に報告すること。

#### (3) 業務報告の提出

受託者(以下、「乙」という。)は業務の実施状況について、別紙2「清掃作業報告書」をもって甲に報告すること。

#### (4) 鍵の預託

清掃等の実施にあたり、必要な鍵を甲は乙に預託することができる。この場合、鍵の預託を受けた乙は、これを厳重な保管・取扱いをしなければならない。

### 3. 引き継ぎについて

乙は、委託契約が満了する際は、業務手順書、業務引継書およびその他必要な関係資料を作成し、甲または後任への引継ぎを行うこと。

### 4. その他

- (1) トイレ関係の消耗品(トイレトーパー、石鹼等)は、乙の負担とする。
- (2) 清掃用具、市指定のゴミ袋は、乙の負担とする。
- (3) ごみ、段ボール等については、それぞれ分別のうえ、本市指定の方法により処理を行うこと。

《参考資料》

ア. 延床面積	1階	110.10	m <sup>2</sup>
	2階	140.61	m <sup>2</sup>
	計	250.71	m <sup>2</sup>

イ. トイレ数	男性用	1カ所	(洗面台 2 小便器 3 個室 2)
	女性用	1カ所	(洗面台 2 個室 2)
ウ. 給湯室		1カ所	

箕面市役所止々呂美支所清掃作業基準表(下期) 別紙 1-①

(令和4年度下期:令和4年10月1日~令和5年3月31日)

場 所	項 目	日 常 清 掃							特 別 清 掃			
		床 掃 き	ボツクス入れ(シュレッダーも含む)	茶器等洗浄	便所清掃	備品類清掃	植栽の水やり・剪定	除草・草刈	床ワックス塗布	ガラス拭き	公用車洗車	溝 清 掃
庁 舎 内	市民ロビー(1F)	毎日	毎日						半期2回	半期3回		
	事務室(市役所・郵便局)	毎日	毎日						半期2回	半期3回		
	階段	毎日							半期2回	半期3回		
	給湯室	随時		毎日								
	便所(男・女)				週1回					半期3回		
	ホール(2F)	週2回							半期2回	半期3回		
	和 室	週1回								半期3回		
	図書室	週2回	週1回						半期2回	半期3回		
	階段(1F入口前)	毎日										
	入口(1F)	毎日										
庁 舎 外	スロープ(駐車場入口)	毎日										
	駐車場	毎日										
	階段(2F入口前)	随時									半期2回	
	植栽部分						随時	随時				
他	その他敷地内											半期2回
	その他							月1回				

箕面市役所止々呂美支所清掃作業基準表(通年)

別紙 1-②

場 所	項 目	日 常 清 掃							特 別 清 掃			
		床 掃 き	ボツクス入れ(シユレツダ一 ボツクスも含む)	茶器等洗淨	便所清掃	備品類清掃	植栽の水やり・剪定	除草・草刈	床ワックス塗布	ガラス拭き	公用車洗車	溝 清 掃
庁 舎 内	市民ロビー(1F)	毎日	毎日					年3回	年6回			
	事務室(市役所・郵便局)	毎日	毎日					年3回	年6回			
	階段	毎日						年3回	年6回			
	給湯室	随時		毎日								
	便所(男・女)				週1回							
	ホール(2F)	週2回						年3回	年6回			
	和 室	週1回							年6回			
	図書室	週2回	週1回					年3回	年6回			
	階段(1F入口前)	毎日										
	入口(1F)	毎日										
庁 舎 外	スロープ(駐車場入口)	毎日										
	駐車場	毎日										
	階段(2F入口前)	随時								年4回		
	植栽部分						随時	随時				
	その他敷地内						随時	随時			年4回	
他	その他						月1回					

別紙 1-3

箕面市役所止々呂美支所清掃作業基準表(上期)

(令和9年度上期:令和9年4月1日~令和9年9月30日)

場 所	項 目	日 常 清 掃							特 別 清 掃			
		床 掃 き	ボツクス入れ(シユレツター も含む)	茶器等洗淨	便所清掃	備品類清掃	植栽の水やり・剪定	除草・草刈	床ワックス塗布	ガラス拭き	公用車洗車	溝 清 掃
庁 舎 内	市民ロビー(1F)	毎日	毎日						半期1回	半期3回		
	事務室(市役所・郵便局)	毎日	毎日						半期1回	半期3回		
	階段	毎日							半期1回	半期3回		
	給湯室	随時		毎日								
	便所(男・女)				週1回							
	ホール(2F)	週2回							半期1回	半期3回		
	和 室	週1回								半期3回		
	図書室	週2回	週1回						半期1回	半期3回		
	階段(1F入口前)	毎日										
	入口(1F)	毎日										
庁 舎 外	スロープ(駐車場入口)	毎日										
	駐車場	毎日										
	階段(2F入口前)	随時									半期2回	
	植栽部分						随時	随時				
	その他敷地内							随時				半期2回
他	その他							月1回				